



金 沢 市 公 報

号外第16号の2

平成31年(2019年)4月26日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ	○住居表示を実施すべき区域について街区符号及び住居番号を付けたことについて
●告 示		
○町の名称の変更について (市民協働推進課)	1	(") 1

告 示

●金沢市告示第158号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により町の名称を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示し、平成31年5月1日から効力を有するものとします。

平成31年4月26日

金沢市長 山 野 之 義

変更後の町	左の区域に変更される従前の区域	
	町	地 番
観音町1丁目	東山1丁目	19の1、19の4、21の1、21の2、26～31、34の1、34の2、35～44、51～58、64、250、269～272、276～288、292の2、451～460、462～465、491～498、501
観音町2丁目	東山1丁目	466、469、470、474の1、474の2、475、478、481～490、509～512、516、624～626、627の1～627の3、628～638、642～656、656の2、657～659、669～671
観音町3丁目	東山1丁目	856の1～856の3、858の2、859の1、860、861、866～878、878の2、879～891、893、894の1、894の2、895～905、909～912、923、1036、1037、1039の1～1039の34、1039の36、1039の37、1040の2、1040の4、1040の5、1041の1、1041の2、1042、1042の2、1043の1、1043の2、1048～1050、1051の1、1051の2、1052～1055、1056、1057、1058の1、1058の2、1059～1063、1063の2、1063の3、1064、1064の2、1064の3、1065、1065の2、1066、1066の2～1066の4、1067～1069

区域内に介在する道路、水路等の国有地及び市有地の全部を含む。

●金沢市告示第159号

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第3条第2項の規定により住居表示を実施すべき区域について街区符号及び住居番号を付けたので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成31年4月26日

金沢市長 山 野 之 義

1 住居表示を実施すべき区域

変更後の町	左の区域に変更される従前の区域	
	町	地 番
観音町1丁目	東山1丁目	19の1、19の4、21の1、21の2、26～31、34の1、34の2、35～44、51～58、64、250、269～272、276～288、292の2、451～460、462～465、491～498、501
観音町2丁目	東山1丁目	466、469、470、474の1、474の2、475、478、481～490、509～512、516、624～626、627の1～627の3、628～638、642～656、656の2、657～659、669～671

観音町3丁目	東山1丁目	856の1～856の3、858の2、859の1、860、861、866～878、878の2、879～891、893、894の1、894の2、895～905、909～912、923、1036、1037、1039の1～1039の34、1039の36、1039の37、1040の2、1040の4、1040の5、1041の1、1041の2、1042、1042の2、1043の1、1043の2、1048～1050、1051の1、1051の2、1052～1055、1056、1057、1058の1、1058の2、1059～1063、1063の2、1063の3、1064、1064の2、1064の3、1065、1065の2、1066、1066の2～1066の4、1067～1069
--------	-------	---

区域内に介在する道路、水路等の国有地及び市有地の全部を含む。

2 住居表示を実施すべき期日

平成31年5月1日

3 住居表示の方法

街区方式

4 街区符号及び住居番号

別冊「旧町名復活事業（観音町1丁目、観音町2丁目、観音町3丁目）旧新・新旧住居表示対照表」（登載省略）
のとおり

平成31年(2019年)4月26日 印刷

発行人

金 沢 市

平成31年(2019年)4月26日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

(株) 共 栄